

移転価格ガイドブックについて

- 国税庁における「移転価格ガイドブック」の公表が行われました。
(平成29年6月)
 - ・ 同時文書化が義務化され、平成29年4月からは、ローカルファイルの作成等が本格化する状況。
 - ・ 平成29年7月より、国税庁では移転価格税制の事務運営を見直し。同時文書化取引に関する個別照会への回答や相談に積極的に対応するため、各国税局に企業の来訪する窓口を設置。
 - ・ 移転価格に関する情報発信として、「[移転価格ガイドブック](#)」を公表。
 - ① 国税庁の[取組方針](#)
 - ② 移転価格税制の適用における[ポイント](#)
 - ③ ローカルファイルの作成[サンプル](#)



移転価格ガイドブックについて

- 平成28年税制改正……文書化制度の整備
 - ・ [ローカルファイルの同時文書化義務](#)……平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
国外関連取引の合計額が50億円以上または無形資産取引の合計額が3億円以上
 - ・ [国別報告事項\(CbCLレポート\)](#)の提供……平28年4月1日以後に開始する最終親会社の会計年度から。
 - ・ [事業概況報告事項\(マスターファイル\)](#)の提供……平成28年4月1日以後に開始する最終親会社の会計年度から。



移転価格ガイドブックについて

○ 今後の方向性と取組方針

- ・同時文書化義務の導入初年度であることを踏まえ、同時文書化対象取引に関する個別照会への対応を重点的に推進(各国税局に個別照会窓口を設置)。
- ・同時文書化義務の対象となる企業を訪問し、ローカルファイルの作成状況を確認しつつ、必要に応じて助言・指導を行なう。
- ・海外への所得移転が想定される事案など、移転価格調査の調査必要度の高い事案について、重点的に移転価格調査を実施。(調査必要度の判定項目を例示)。
- ・外国税務当局に対して、CbCLレポートの使用に関するBEPS7^oプロジェクトの勧告の遵守のため、モニタリングに参画。



移転価格ガイドブックについて

○ 企業訪問の手順等

- ・事前に電話で訪問日時等を連絡。
- ・企業の移転価格税制全般に関する取組状況を聴取。
- ・ローカルファイルの作成対象となる同時文書化取引の概要を聴取。
- ・ローカルファイルを準備、作成しているかについて確認を行い、作成している場合には、記載内容の確認を行い、ヒアリングを実施。
- ・企業より、疑問点や判断に困る事項などの相談の有無につき確認。
- ・ローカルファイルについて、記載内容の不備、記載内容が税制に即した内容となっているかについて、必要に応じて指導、助言を実施。
- ・ローカルファイルの作成・準備状況を踏まえ、必要に応じて、移転価格調査での着眼点や想定される指摘事項、ポリシーの作成において留意すべき事項等を助言。

